

JICA の 挑戦

ウィズ／ポスト・コロナ時代の

新たな国際協力に果敢に取り組みます。

また、これを契機に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を含めて新たな事業・業務方法の確立を進め、組織の強靱性を高めます。

新型コロナウイルス感染拡大への対応と 人間の安全保障の実現に向けた事業展開

2021年度の事業展開の方向性

新型コロナウイルスの感染状況が深刻な国もあるなか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」や経済対策を強力に推進します[➡P.18 JICAの挑戦2]。また、特に影響を受けやすい脆弱層に対する水・衛生、食・栄養などの改善に資する協力を強化し、誰もが尊厳を持って生きられる社会の実現を目指します。

「自由で開かれたインド太平洋」の 実現に向けた事業展開

日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、インド太平洋地域が直面するさまざまな脅威に対処するための事業を推進します。その際、普遍的な価値の普及などを通じて、関係者間の信頼を醸成し、特にASEANとの関係を重視して取り組みます。

日本国内の多文化共生・地域経済活性化 に資する取り組みの強化

日本政府が外国人材の受入れ・共生社会の構築を推進するなか、「選ばれる日本」に向けて、日本国内の多文化共生や地域経済活性化のための取り組みを強化します[➡P.17 JICAの挑戦1]。その際、JICA海外協力隊経験者などの人的資源や長年かけて培った国内外のネットワークを最大限活用して取り組みます。

新しい時代のニーズに応える 事業の構築・実践

ウィズ／ポスト・コロナ時代に向けて変化する開発途上地域の支援ニーズに適切に応えるべく、DXの推進、資金動員を含む多様なパートナーとの連携拡大、海外投融資の促進などを通じて、事業の効率化やインパクトの最大化を図ります。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、気候変動対策の取り組みを強化します[➡P.20 JICAの挑戦3]。

「選ばれる日本」に向けた取り組みを推進

国際的な人材獲得競争が激化するなか、日本が外国人労働者から「選ばれる国」になるため、国内外に多くの拠点をもち、開発途上国との信頼関係を築いてきたJICAだからできること——。JICAは、外国人労働者の来日前、日本滞在中、そして帰国後までを見据えた支援を行っていきます。

日本の外国人労働者数は、2008年の49万人から20年10月末には172万人にまで急増しています。そうしたなかで、外国人労働者に対する強制労働や差別、ハラスメントなどの問題が指摘されるようになっていきます。

国連のSDGsやビジネスと人権に関する指導原則などに見られるように、外国人労働者の権利を保護し、労働環境や生活環境を改善していくことは世界的な取り組みであり、少子高齢化などで人手不足が常態化している日本にとっては特に重要な課題です。

JP-MIRAIを設立

2020年11月にJICAは、企業、業界団体、経済団体、市民社会、労働組合、弁護士、地方自治体など、官民のさまざまなステークホルダーと共に「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」を設立し、一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステナブル・サプライチェーン (ASSC) と共同事務局を運営。JP-MIRAIは、外国人労働者とのコミュニケーション強化やさまざまな課題の改善に向けた取り組み、国内外への情報発信などの活動を通じて、外国人労働者が安心して働き生活できる環境、ひいては日本の包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指しています。

来日前から帰国後までを踏まえた支援

JICAはこのJP-MIRAIの取り組みに加えて、外国人材の日本滞在中の支援として、JICA海外協力隊経験者などの人材を生かしながら地方自治体やNPOなどとも連携し、外国人材の受入環境の整備、地域の多文化共生への取り組みを促進しています。また来日前から、外国人材を送り出す国の関係機関の行政能力強化に加え、日本での就労を見据えた技術研修、日本理解・日本語教育、ビジネスマナー講座などの協力を拡充しています。さらに帰国後も、外国人材が習得した技術を地域に定着させる取り組みを推進することで、日本での経験を母国の開発や発展に生かせる道を整備していきます。

外国人材受入支援に関するJICAの取り組み

日本国内
外国人材受入環境の整備
地域における多文化共生の促進・支援

国内外
日本との人材還流の促進
外国人材の育成／能力向上とマッチング機能の強化
日本との人材還流の適正化・合理化支援

開発途上地域
還流人材活用の促進

(注)ここでは、他国での経験や習得した技術を携え出身国・地域に戻っていく流れのことを「人材還流」、またその人々のことを「還流人材」と呼んでいます。



JP-MIRAIの設立フォーラムには多くの関係者が参加。会員数も2021年8月現在、企業・団体、個人を合わせ300団体／人を超える

命を守り感染症に強い社会をつくる

新型コロナウイルス感染症は世界中の人々の命や健康を脅かすだけでなく、社会・経済に甚大な被害をもたらす「人間の安全保障」の脅威にもなっています。そうしたなかでJICAは、人々を健康危機から守る「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進しています。

瞬く間に全世界に拡大した新型コロナウイルス。人類は約100年前に大流行したスペインインフルエンザ(スペイン風邪)をはじめ、さまざまな感染症の脅威にさらされてきました。近年では重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)などが流行しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、かつてない規模で人々の命や健康、社会・経済に甚大な影響をもたらしている歴史的な出来事です。

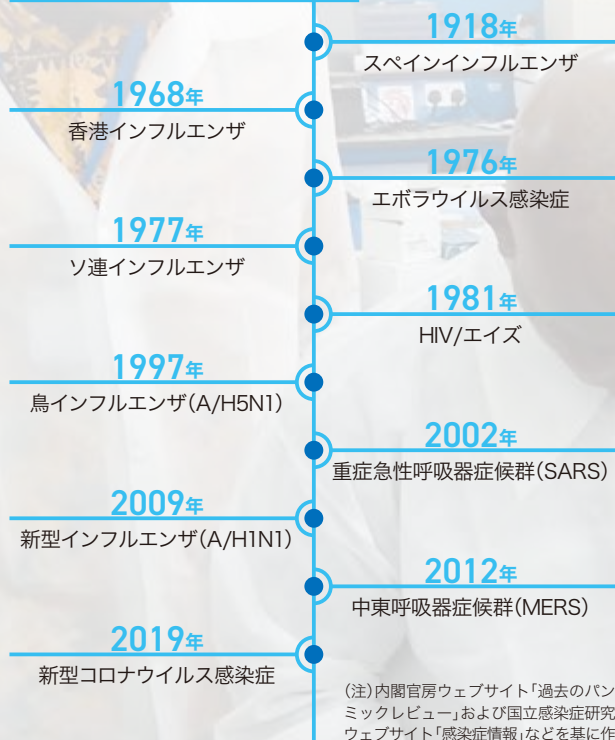
JICA世界保健医療イニシアティブを始動

特に開発途上国では、脆弱な保健医療体制やワクチン接種の遅れなどにより新型コロナウイルスの影響が長引き、貧困と格差が拡大することが危惧されています。

JICAは人間の安全保障を実現するため、これまで約150カ国に協力してきました。コロナ禍にある世界の人々の命を守るため、長年にわたる経験と相手国と築いてきた信頼を基に、JICAは2020年7月に「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げました。

このイニシアティブは「人間の安全保障」と「ユニバー

20世紀以降に発生した主な感染症



DXを活用した 遠隔集中治療支援

JICAは2021年7月からアジアや中南米などの国々で、新型コロナウイルス感染症の患者の集中治療に従事する医師・看護師と、日本の集中治療専門医・看護師を通信システムでつなぎ、集中治療医療に関する研修や技術的助言を行うとともに、臨時用の集中治療室(ICU)などの医療設備や資機材の供与を進めています。

コロナ禍によりICUを必要とする患者が急増するなか、重篤患者を治療する医師・看護師の対応力の強化や、感染者を他の患者と隔離して集中治療するICUの整備を通じて、各国の新型コロナ対策および保健医療システムの強化を進めています。

ケニアから東アフリカ地域へ 感染症検査と研究体制を構築・強化

ケニア中央医学研究所(KEMRI)は1979年の設立以来、40年以上にもわたりJICAが協力してきたアフリカの中核的な医学研究拠点です。

KEMRIはピーク時にはケニア国内で実施される新型コロナウイルス感染症のPCR検査数の5割を担っていただけでなく、アフリカ連合の専門機関であるアフリカ疾病対策センターから検査キットの性能試験を委任されています。さらに近隣の東部アフリカ6カ国が合同で実施した感染症の検査能力強化のための研修でも、KEMRIは指導的な役割を果たしました。

JICAはこうした重要な役割を担うKEMRIに対しPCR検査キットを供与したほか、新型コロナを含む感染症対策を担うラボラトリーで検査にあたる人材などの育成に協力しています。

ほかにも、JICAはケニアに対して、2020年にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成するための財政支援として80億円の政策借款を供与。また、感染症対策人材育成のための留学生の受入れや保健省に派遣されているJICA専門家によるサポートのほか、治療の最前線である病院に対して、感染症患者を移動させずに診療できる日本製の超音波画像診断装置やX線診断装置を供与するなど、感染拡大の防止に貢献しています。



サル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を支援する取り組みであり、「予防」「警戒」「治療」を3つの柱として各国の保健医療システムを強化しています。

「誰の健康も取り残さない」ための3つの柱

まず「感染症予防の強化・健康危機対応の主流化」の観点から、国際的なワクチン共同調達の枠組みであるCOVAXなどと連動し、開発途上国・地域に新型コロナワクチンを普及。また、UHCの達成を目指した保健医療サービスの提供体制や医療保障制度の拡充に協力しています。さらに、水・衛生、都市計画、教育、栄養、その他の社会サービスなど、保健医療分野以外の開発課題における感染症対策の主流化にも取り組んでいます。

次に「感染症研究・早期警戒体制の強化」の観点から、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぎ、将来の健康危機への備えにも貢献するため、これまでの協力で培った感染症検査・研究拠点とのネットワークを活用。感染症検査・研究拠点の新増設・拡充や専門人材の育成に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの検査

体制の整備を通じ感染者の早期発見や接触者の追跡、国境での水際対策の強化なども進めています。

そして「感染症診断・治療体制を強化」する観点から、誰もが安心して治療を受けられる質の高い保健医療体制の構築に貢献するため、これまでの協力で培った中核病院とのネットワークを活用。中核的な病院約100カ所の新増設・拡充や医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡を防ぐためのケースマネジメント(診断・治療・ケア)に加え、遠隔医療技術を活用した集中治療の強化なども進めています。

※ 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

感染拡大防止に効果を上げた ベトナムを支える包括的な協力

JICAはベトナムで新型コロナウイルス感染症対策として「JICA世界保健医療イニシアティブ」の3つの柱である「予防」「警戒」「治療」の強化を包括的に推進しています。

JICAは長年、バックマイ病院、フエ中央病院、チョーライ病院の3つの中核病院をはじめ24の病院や感染症の研究と検査を担う国立衛生疫学研究所(NIHE)を支援し、ベトナム全土の医療体制の基盤整備と専門人材の育成に協力してきました。

こうした協力に加え、「予防」の観点では、2003年から民間製薬企業の協力を得て、ワクチン・生物製剤研究・製造センター(POLYVAC)

に対し日本の麻しん風しん混合ワクチン製造技術を移転しました。この技術や経験を基に、現在POLYVACは新型コロナウイルスの国産ワクチンを開発しています。

「警戒」の観点では、NIHEは全国規模のPCR検査体制を整備するとともに、検査ガイドラインの作成なども主導しています。

「治療」の観点では、3つの中核病院が新型コロナ患者の受入れや診療を積極的に行い、院内感染対策などさまざまな経験や知見を蓄積。医師や看護師を地方病院へ派遣することで、それを波及させています。また、新型コロナ対策として感染症の診



麻しんワクチンを製造するワクチン・生物製剤研究・製造センターのベトナム人技術者

断・治療に必要な検査試薬や体外式膜型人工肺(ECMO)などの資機材を緊急的に支援したことが、感染拡大の抑え込みと重症患者への対処能力の強化にもつながっています。

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて

気候変動は今や世界のあらゆる国の将来の安定と繁栄、人間の安全保障にとって脅威となっています。JICA は開発途上国のパートナーとして、「人間の安全保障」の確保と「質の高い成長」を目指すとともに、各国の気候変動に関する課題解決に協力しています。

気候変動は高温、干ばつ、豪雨、高潮、海面上昇といった自然災害の増加など、さまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に負の影響を及ぼします。「質の高い成長」や「人間の安全保障」への脅威であり、世界全体で取り組むべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の先進国と開発途上国双方が参加する新たな気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界は新たな目標に向けて動き出しました。

脱炭素社会への移行と 気候変動に強靱な社会づくりを後押し

JICAは、開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築を後押しする協力を推進し、持続的な開発をリードするとともに、これらの取り組みを通じて、パリ協定、仙台防災枠組^{*1}、SDGsが掲げる目標の達成に向けて貢献しています。具体的には「パリ協定の実施促進」と、開発途上国が直面する開発課題の解決と気候変動対策を両立する「コペネフィット型気候変動対策」への取り組みを進めています。

パリ協定の実施促進を支援

パリ協定に規定された各国の温室効果ガス(GHG)削減計画である「自国が決定する貢献(NDC)」や長期低排出発展戦略の策定状況や各国の実情を踏まえ、開発途上国(中央・地方政府)に対し、気候変動対策の各種計画の策定や更新、実施、モニタリングなどに必要な個々の技術的な能力を強化し、気候変動を司る組織の気候変動の対応能力の向上を図ります。

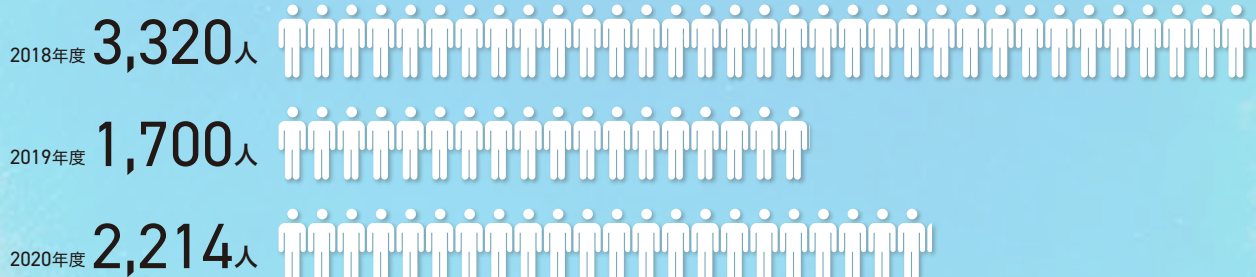


モンゴルで2番目の自然エネルギープロジェクトとして民間事業者により実施されるツェツィー風力発電所に、欧州復興開発銀行と協調して海外投融資による支援を実施

気候変動対策分野におけるJICAの支援総額 [2020年(暦年)]



気候変動対策分野の人材育成(研修実績数)



JICAの気候変動対策の3つのポイント



コベネフィット型気候変動対策の拡充

開発途上国の現状に則して、各開発課題の解決(開発便益)を図ると同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)・アプローチを積極的に押し進めます。特に、電力・エネルギー、都市開発、運輸交通、森林保全をはじめとする自然環境保全、農業の各分野において、気候変動対策の質・量の両面の拡充を図ります。

ガバナンス、ファイナンス、透明性に留意

これらの取り組みを進めるにあたり、次の3点に留意して協力します。

1. 組織運営・体制における気候変動対策の強化

中期目標・中期計画、年度計画に気候変動対策の位置づけ・目標を明記し、実施状況のモニタリングを強化します。また、エネルギー、運輸・交通、都市開発、農業、防災、森林保全など、あらゆる事業の計画段階において、気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)【→P.76を参照ください】などを活用しながら、気候変動の緩和策・適応策の視点を取り入れる気候変動対策を促進し、同対策の強化に努めます。

2. 多様なファイナンスの動員

開発途上国の持続可能な開発を推進するという責務の下、従来のODAだけでなく、気候変動に関連するさまざまな資金を動員することで、よりインパクトのある開発を追求していきます。例えば、緑の気候基金(GCF)※2などの外部資金活用の推進や、民間企業との連携を通じ

緑の気候基金(GCF)との初の連携事業承認



苗木生産研修を受ける住民

2021年3月にJICAが緑の気候基金(GCF)に申請した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が、JICA提案事業として初めて承認されました。

同国では、森林劣化、気候変動による河川の増水や干ばつが顕在化し、地域住民の生活が脅かされています。この事業では、過去の協力で構築した信頼関係やネットワーク、ノウハウを活用し、4流域74村落(約4万8,000人)に対し、森林の減少抑制・再生によるGHG排出削減とともに、持続可能で気候変動の影響に対応した農業などを導入し、住民の生計向上を図ります。

た民間資金動員型の案件形成を推進していきます。

3. 気候変動関連情報公開の推進

国内外のステークホルダーに対し、サステナビリティを推進する組織としての責務、またJICAの気候変動対策分野における貢献について、情報発信と公開を進めていきます。例えば、気候変動対策事業の協力金額、事業におけるGHG排出量などの情報の公開を推進します。

※1 2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された2030年までの国際的な防災指針。

※2 2010年に設立された国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の資金メカニズム運営機関。開発途上国においてGHG削減(緩和策)と気候変動の影響への対処(適応策)を支援しています。